

緑ヶ丘東地区地区計画

名 称		緑ヶ丘東地区地区計画		
位 置		荒尾市本井手字山際の一部		
面 積		約 1.5ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市のほぼ中央部にあり、西は大規模レジャー施設計画に隣接した地区である。</p> <p>今後隣接地の施設整備に伴い職員住宅等を整備する地区である。そこで、中層住宅地として良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	良好な中層住宅地としての形成に努める。		
	地区施設の整備の方針	地区施設として緑地を適切に配置する。		
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境形成を図るため、敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最高限度及び良好な景観形成を図るため、壁面の位置、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公共空地	緑地	
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	300 m ²	
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5	
		壁面の位置の制限	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2m をこえる門若しくはへいは、壁面線（区画道路、隣地境界線より 2.0m を後退した線）をこえて建築してはならない。</p>	
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>屋外広告物は、熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年条例第 66 号）第 3 条第 1 項の第 3 種禁止地域に定める基準に準ずる。ただし、県道荒尾平山線の道路中心線から幅 50m の線より外側は除く。</p>	

